

条	改正前	条	改正後																																
	【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】																																
第7条	<p>(銀行および保証会社が加盟する個人情報機関)</p> <p>銀行および保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">個人情報機関名・主な加盟会員</th> <th style="width: 30%;">住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th style="width: 10%;">銀行</th> <th style="width: 10%;">保証会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人情報センター</td> <td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社	全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	△	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○	第7条	<p>(銀行および保証会社が加盟する個人情報機関)</p> <p>銀行および保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">個人情報機関名・主な加盟会員</th> <th style="width: 30%;">住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th style="width: 10%;">銀行</th> <th style="width: 10%;">保証会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人情報センター</td> <td>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社	全国銀行個人情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	△	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社																																
全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△																																
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	△																																
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○																																
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社																																
全国銀行個人情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△																																
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	△																																
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○																																
第9条	<p>(個人情報の利用・提供の停止)</p> <p>(1) 銀行および保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(2)に基づく第三者提供もしくは第2条(3)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。</p> <p>(2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、新生銀行のホームページ(http://shinseibank.com/)、保証会社のホームページ(https://www.nissen-ncs.jp/)に掲載しております。</p> <p>(3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。</p>	第9条	<p>(個人情報の利用・提供の停止)</p> <p>(1) 銀行および保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(2)に基づく第三者提供もしくは第2条(3)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。</p> <p>(2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、新生銀行のホームページ(https://shinseibank.com/)、保証会社のホームページ(https://www.nissen-ncs.jp/)に掲載しております。</p> <p>(3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。</p>																																

条	改正前	条	改正後
-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>(1)株式会社新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-456-240 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ http://shinseibank.com/</p> <p>●個人情報管理責任者 チーフオフィサー グループ法務・コンプライアンス</p> <p>(2)ニッセン・クレジットサービス株式会社 ・ 総合案内 0120-04-2000(通話料無料) ・ 個人情報窓口責任者 お客様相談室室長 電話 0120-04-2000</p> <p>●個人情報保護管理者 ニッセン・クレジットサービス株式会社 個人情報保護委員会委員長 (代理人お客様相談室室長 電話 0120-04-2000)</p> <p>●ニッセン・クレジットサービス株式会社が加盟する認定個人情報保護団体 一般社団法人日本クレジット協会 電話 03-5645-3360(相談受付電話)</p>	-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>(1)株式会社新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-456-240 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://shinseibank.com/</p> <p>●個人情報管理責任者 チーフオフィサー グループ法務・コンプライアンス</p> <p>(2)ニッセン・クレジットサービス株式会社 ・ 総合案内 0120-04-2000(通話料無料) ・ 個人情報窓口責任者 お客様相談室室長 電話 0120-04-2000</p> <p>●個人情報保護管理者 ニッセン・クレジットサービス株式会社 個人情報保護委員会委員長 (代理人お客様相談室室長 電話 0120-04-2000)</p> <p>●ニッセン・クレジットサービス株式会社が加盟する認定個人情報保護団体 一般社団法人日本クレジット協会 電話 03-5645-3360(相談受付電話)</p>
-	2021年 <u>2</u> 月 <u>18</u> 日改定	-	2021年 <u>11</u> 月 <u>23</u> 日改定
-	登録 No. 11296 21. <u>02</u>	-	登録 No. 11296 21. <u>11</u>

条	改正前	条	改正後
	カードローンの取扱いに関する規約 (カードローン規約)		カードローンの取扱いに関する規約 (カードローン規約)
第4条	<p>(返済)</p> <p>(1) 会員は、本契約事項に定める約定返済日までに同記載の約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝日および銀行が指定する年末年始等の休業日にあたる場合は、当該休業日の翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(2) 会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを銀行に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(3) 本契約事項に定める約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。</p> <p>(4) (1)の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。なお、約定返済日が月毎に規定されており、かつ自動振替による返済方法が選択されている場合には、約定返済日前14日以内に返済がなされたときであっても、当該約定返済日は次回に繰り越されず、当該約定返済日において約定返済額の自動振替がされるものとします。但し、約定返済日より前に返済がなされたときでも、銀行の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p> <p>(5) 会員が会員名義のパワーフレックス口座の円普通預金による自動振替を利用して返済することを銀行に申請した場合の返済にかかる取扱いは以下に定めるとおりとします(以下、当該自動振替が設定されたパワーフレックス口座の円普通預金を「パワーフレックス自動振替口座」といいます。)</p> <p>① 銀行は、約定返済日の銀行所定の時間(以下「約定返済処理時」といいます。)に、第3条に規定する約定返済額を、パワーフレックス自動振替口座にかかる払戻請求書の提出その他会員からの個別の指示を要せずに、パワーフレックス自動振替口座から払戻しの上、残債務の返済に充当します。会員は、約定返済日前日までに約定返済額以上の預金残高をパワーフレックス自動振替口座に確保するものとします。</p> <p>② 約定返済処理時において、パワーフレックス自動振替口座の預金残高が約定返済金額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いを行なう義務を負わないものとします。但し、銀行は、パワーフレックス口座円貨預金規定I.7.(当座貸越)の規定に基づいて、パワーフレックス自動振替口座からの自動振替による払戻金を残債務の返済に充当できるものとします。</p> <p>③ 約定返済日が月毎に規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときには、(4)の規定にかかわらず、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときには、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。但し、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときでも、銀行の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p> <p>④ 会員は、自動振替による約定返済を遅延した場合には、直ちに、(i)当該約定返済日における約定返済金額、または(ii)当該約定返済日に期限が到来した未払利息(当該約定返済日より前に期限が到来した未払利息を除く。)および返済日までの遅延損害金の合計額のいずれか大きい方の金額以上の預金残高をパワーフレックス自動振替口座に直ちに確保するものとします。この場合、銀行は、当該預金残高が確保された後いつでも前各号と同様の処理を行うことができるものとし、銀行がかかる処理を行った日を返済日とします。</p> <p>⑤ 会員は、前4号のほか、本項に基づく返済に関して銀行所定の手続きに従うものとします。</p> <p>⑥ 本項に基づく返済について、かりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、会員がその責任を負うものとします。</p> <p>(6) 本条の規定にもかかわらず、約定返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。</p>	第4条	<p>(返済)</p> <p>(1) 会員は、本契約事項に定める約定返済日までに同記載の約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝日および銀行が指定する年末年始等の休業日にあたる場合は、当該休業日の翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(2) 会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを銀行に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(3) 本契約事項に定める約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。</p> <p>(4) (1)の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。但し、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときでも、銀行の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p> <p>(5) (4)の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されており、自動振替による返済方法が選択され、かつ自動振替以外の方法により会員から返済がなされた場合の自動振替および約定返済日の取扱いは、以下のとおりとします。</p> <p>①約定返済日前14日以内かつ銀行が金融機関に自動振替を依頼する日(以下「自動振替依頼日」といいます。)よりも前の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされないものとし、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとします。</p> <p>②約定返済日前14日以内かつ自動振替依頼日以降の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されますが、繰り越される前の当該約定返済日において約定返済額相当額の自動振替はされるものとし、任意弁済として残債務の弁済に充当されるものとします。</p> <p>(6) 会員が会員名義のパワーフレックス口座の円普通預金による自動振替を利用して返済することを銀行に申請した場合の返済にかかる取扱いは以下に定めるとおりとします(以下、当該自動振替が設定されたパワーフレックス口座の円普通預金を「パワーフレックス自動振替口座」といいます。)</p> <p>① 銀行は、約定返済日の銀行所定の時間(以下「約定返済処理時」といいます。)に、第3条に規定する約定返済額を、パワーフレックス自動振替口座にかかる払戻請求書の提出その他会員からの個別の指示を要せずに、パワーフレックス自動振替口座から払戻しの上、残債務の返済に充当します。会員は、約定返済日前日までに約定返済額以上の預金残高をパワーフレックス自動振替口座に確保するものとします。</p> <p>② 約定返済処理時において、パワーフレックス自動振替口座の預金残高が約定返済金額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いを行なう義務を負わないものとします。但し、銀行は、パワーフレックス口座円貨預金規定I.7.(当座貸越)の規定に基づいて、パワーフレックス自動振替口座からの自動振替による払戻金を残債務の返済に充当できるものとします。</p> <p>③ 約定返済日が月毎に規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときには、(4)の規定にかかわらず、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときには、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。但し、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときでも、銀行の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p> <p>④ 会員は、自動振替による約定返済を遅延した場合には、直ちに、(i)当該約定返済日における約定返済金額、または(ii)当該約定返済日に期限が到来した未払利息(当該約定返済日より前に期限が到来した未払利息を除く。)および返済日までの遅延損害金の合計額のいずれか大きい方の金額以上の預金残高をパワーフレックス自動振替口座に直ちに確保するものとします。この場合、銀行は、当該預金残高が確保された後いつでも前各号と同様の処理を行うことができるものとし、銀行がかかる処理を行った日を返済日とします。</p> <p>⑤ 会員は、前4号のほか、本項に基づく返済に関して銀行所定の手続きに従うものとします。</p>

条	改正前	条	改正後
第4条		第4条	⑥ 本項に基づく返済について、かりに紛議が生じて、銀行の責めによる場合を除き、会員がその責任を負うものとします。 (7) 本条の規定にもかかわらず、約定返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。
第6条	<p>(貸付利率)</p> <p>(1) 本契約に基づく貸付けに係る貸付利率(この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸付利率」といいます。)は、本契約事項に定めるものとします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、会員が銀行に対して本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合には、銀行は、利息制限法その他の法令に基づいて、貸付利率を減ずることがあります。</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、銀行は、銀行所定の基準を満たす会員に対して、貸付利率を優遇することができるものとします。但し、銀行は会員に通知することなくいつでもその優遇取扱を中止または優遇幅を変更することができるものとします。</p> <p>(4) 本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸付利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、本一般規約第14条(1)に規定する方法により告知します。</p>	第6条	<p>(貸付利率)</p> <p>(1) 本契約に基づく貸付けに係る貸付利率(この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸付利率」といいます。)は、本契約事項に定めるものとします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、会員が銀行に対して本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合には、銀行は、利息制限法その他の法令に基づいて、貸付利率を減ずることがあります。</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、銀行は、銀行所定の基準を満たす会員に対して、貸付利率を優遇することができるものとします。但し、銀行は会員に通知することなくいつでもその優遇取扱を中止または優遇幅を変更することができるものとします。</p> <p>(4) 本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸付利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、本一般規約第14条に規定する方法により告知します。</p>
-	2020年7月23日制定	-	2021年11月23日改定
-	登録 No. 11297 20.07	-	登録 No. 11297 21.11